

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○宅地建物取引業法による行政処分……………

……………(都市整備局住宅政策推進部不動産業課)…

○平成三十年東京都告示第八八十五号(保安林の

指定解除予定)の廃止……………

……………(産業労働局農林水産部森林課)…

○保安林の指定解除予定……………(同)…

### 公告

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………

……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…

○東京都指定給水装置工事事業者の指定……………(水道局)…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(同)…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業休止……………(同)…

○東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………(同)…

## 告示

●東京都告示第千二十一号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第

六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七  
十条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
平成三十年七月十二日  
東京都知事 小池 百合子

### 一 被処分者

(一) 商号 有限会社小山産業

(二) 代表者氏名 代表取締役 小山 政美

(三) 主たる事務 日野市多摩平五丁目九番地の十六  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第一六二六〇号

(五) 免許年月日 平成二十九年三月二十六日

二 処分年月日 平成三十年六月三十日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年七  
月三十日から同年八月二十八日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及  
び第六十五条第二項第二号

### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社光和地所

(二) 代表者氏名 代表取締役 前島 弘和

(三) 主たる事務 東村山市久米川町三丁目二十七番地三  
所の所在地 十六

(四) 免許証番号 東京都知事(5)第七三五七八号

(五) 免許年月日 平成二十六年一月五日

二 処分年月日 平成三十年六月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年七  
月三十日から同年八月二十八日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及  
び第六十五条第二項第二号

### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社エスタシオン

(二) 代表者氏名 代表取締役 小野 千亜樹

(三) 主たる事務 渋谷区代官山町三番十三号  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(4)第八〇八五一号

(五) 免許年月日 平成二十九年六月十四日

二 処分年月日 平成三十年六月二十九日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年七  
月三十日から同年八月二十八日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及  
び第六十五条第二項第二号

### 一 被処分者

(一) 商号 株式会社ホットライフ

(二) 代表者氏名 代表取締役 原 猛樹

(三) 主たる事務 新宿区新宿一丁目二十四番七号  
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第八三六〇五号

(五) 免許年月日 平成二十六年九月十七日

二 処分年月日 平成三十年六月十九日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成三十年七  
月三十日から同年八月二十八日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及  
び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千二十二号

平成三十年東京都告示第八八十五号(保安林の指定解  
除予定)は、廃止する。  
平成三十年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第千二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 解除を予定する保安林の所在場所  
小笠原村母島字船木山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的  
干害の防備

(三) 解除の理由  
指定理由の消滅

二(一) 解除を予定する保安林の所在場所  
小笠原村母島字船木山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二) 保安林として指定された目的  
公衆の保健

(三) 解除の理由  
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を東京都産業労働局農林水産部及び小笠原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新  
について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同法第五十一条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二条の規定により、次のとおり公告する。

平成三十年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称  
特定非営利活動法人健康生活推進会

二 代表者の氏名  
仙石 紘二

三 主たる事務所の所在地  
東京都目黒区下目黒三丁目七番三号 目黒Kビル二階

四 従たる事務所の所在地  
北海道斜里郡斜里町日の出六十六番地

青森県八戸市大字河原木字久保十六番地六十九

静岡県熱海市下多賀千百十七番地三

五 更新された認定の有効期間  
平成三十年三月五日から平成三十五年三月四日まで

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成三十年七月十二日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

平成三十年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名  
品川グランドコモンズ

二 店舗所在地  
港区港南二丁目十六番一号ほか

三 設置者名  
三井住友信託銀行株式会社ほか四名

四 設置者住所  
千代田区丸の内一丁目四番一号ほか

五 変更前の小売業者  
コネクシオ株式会社ほか七名

六 変更後の小売業者  
コネクシオ株式会社ほか六名

七 変更日  
平成三十年五月三十一日

八 届出日  
平成三十年六月十三日

九 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十 縦覧期間  
平成三十年七月十二日から同年十一月十二日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十一 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

東京都指定給水装置工事事業者の指定について  
水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第十六条の二  
第一項の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成三十年七月十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 指定年月日

九六八二 古川設備 古川 善久 町田市山崎 平成三十

工業 町二百十四 年四月二

九六八三 有会社社 藤本 祐司 板橋区赤塚 同日

フジエア 三丁目三十 同日

九六八四 サービス 三番十一号 同日

あやめ住 葛蒲 勝彦 江戸川区松 同日

宅設備 江二丁目三 同日

九六八五 株式会社 前田 徹男 群馬県利根 同日

前田設備 郡みなかみ 同日

九六八六 株式会社 田中 成人 神奈川県横 同日

相鉄ビュ 浜市旭区柏 同日

九六八七 ター 地一 千葉県松戸 同日

加藤設備 加藤 隆 市六高台五 同日

丁目五十三

九六八八 株式会社 青木 道明 福生市南田 同日

Kープラ 園一丁目十 同日

九六八九 シニング 四番五号 同日

九六九〇 アクアメ 中本 勝美 千代田区平 同日

社 ステナン 河町二丁目 同日

九六九一 齋木水道 齋木 俊彦 足立区関原 同日

工業 三丁目四番 同日

三三三 三三三 三三三

九六九二 株式会社 阿藤 真介 町田市相原 同日

ミライ設 町千八百一 同日

備 番地三 同日

九六九三 株式会社 古藤 晃英 足立区大谷 同日

ファミリ 田四丁目一 同日

ー工房 番二十号

東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止に

ついて

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次

のとおり事業の廃止の届出があった。

平成三十年七月十二日

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

指定番号 商号 代表者 住所 廃止年月日

八九八五 株式会社 菅原 朗 愛知県津島 平成三十

菅原設備 市元寺町三 年三月二

一一五三 株式会社 杉田太刀夫 世田谷区南 同月三十

番地二 十八日

一六七三 株式会社 森 勝正 江戸川区中 同日

寿水道工 業所 葛西三丁目 同日

一六五三 吉野工業 吉野八五郎 江戸川区東 同日

株式会社 葛西八丁目 同日

六三八二 エスケー 飯塚 淳之 新宿区西新 同日

株式会社 テクノ株 宿七丁目八 同日

七二六九 かわらい 瓦井みゆき 江戸川区東 同日

九五三〇 篤一建設 高宮 賢悦 八王子市戸 同日

吹町千六十 同日

一五九二 齋木水道 齋木 俊彦 足立区関原 同日

工業株式 三丁目四番 同日

九二七六 ミライ設 阿藤 真介 町田市相原 同日

備 町千八百一 同日

九〇二〇 株式会社 三角 武史 大阪府大阪 同日

西日本設 市北区東天 同日

備 満一丁目六 同日

満八号 ラ 同日

満九〇二 シーヌ東天 同日

東京都指定給水装置工事事業者の事業休止に

ついて

水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第二十五条の

七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次

のとおり事業の休止の届出があった。

平成三十年七月十二日

東京都水道局長 中嶋 正宏

指定番号 商号 代表者 住所 休止年月日

七五八四 株式会社 梅田 祥伍 足立区梅田 平成三十

アモンズ 七丁目一番 年三月三

十七号一 十日

〇一

七〇五 有限会社 本堂 定夫 台東区竜泉 同月三十

本堂工務 三丁目十五 一日

店 番六号

東京都指定給水装置工事事業者の事業再開に

ついて

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の再開の届出があった。

平成三十年七月十二日

東京都水道局長 中嶋 正宏

指定番号 商号 代表者 住所 再開年月日

九五八八 株式会社 杉野 吉信 世田谷区東 平成三十

信光 玉川二丁目 年四月九

四番十六号 日

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一(代)号

郵便番号 163-8001

定価 本号 一箇月 三〇円 六、六〇〇円 (郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号 113-0001

